

◇大阪市水道局臨時的任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

- 1 職務に専念する義務の特例に関する規則の一部改正に伴い、規定を整備することにした。
- 2 この規程は、令和6年6月1日から施行することにした。

(水道局総務部職員課)